

加須市公共工事前金払取扱要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事で、当該公共工事前払金の予定価格（消費税等含む。）が1件300万円以上のものとする。

2 前金払の金額は、請負代金額の10分の4以内とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。

4 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

5 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(中間前金払)

第3条 前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する公共工事とする。

(1) 土木建築に関する工事（工事の設計、調査及び工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であること。

- (2) 請負代金額（消費税等含む。）が 1 件 500 万円以上で、かつ、工期が 90 日を超えること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされる作業が行われていること。
- (5) 既に行われた作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上であること。
- (6) 当該工事の前払金の支払を受けていること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約に対する中間前金払について準用する。この場合において同項中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、「既に行われた作業」とあるのは「既に行われた当該会計年度の作業」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

3 中間前払金の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とし、10 万円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。この場合において、当初支払った前払金と合計して請負代金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

4 継続費等に係る中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の請負代金額に対してすることができる。

5 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

（中間前金払と部分払の選択）

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項に規定する公共工事のうち、部分払できるものの受注者は、契約締結時に中間前金払・部分払選択届出書（様式第 1 号）を提出し、中間前金払と部分払のいずれかを選択しなければならない。この場合において、当該選択の契約締結後の変更はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費等に係る2年以上にわたる契約については、前項の規定により契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができる。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前払金を受けようとする者(以下「申請者」という)は、中間前金払認定申請書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る工事が第3条第1項各号に掲げる要件を満たしているか審査し、その結果を中間前払金認定(不認定)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査について必要があると認めるときは、申請者に資料の提出を求めることができる。

(前金払の請求等)

第6条 前金払又は中間前金払を受けようとする者(以下「受注者」という。)は、前金払においては契約締結後、中間前金払においては前条第2項に規定する認定通知書受領後、速やかに前払金請求書又は中間前金払請求書に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社をいう。)の発行する保証証書(正副)を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は前項の請求があった場合は、当該請求書を受領した日から起算して14日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。

3 前払金又は中間前払金は、第1項の保証証書に記載された前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前金払等の変更)

第7条 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3条の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(第3条の規定により中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を加算した額。次項において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3条の規定により中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金を含む。)の支払を請求することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

2 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3条の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、市長は、この項の期間内に部分払による支払をしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

(前払金等の使途制限)

第8条 前払金及び中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金等の返還)

第9条 前払金又は中間前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金又は中間前払金を前条に規定する経費以外の支払に充てたとき。

- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第10条 市長は、前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金又は中間前払金を市長の指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の北川辺町公共工事前金払取扱要綱(平成15年北川辺町要綱第152号)又は大和町公共工事前金払取扱要綱(平成13年大和町訓令第5号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた手続その他の行為は、
なお従前の例による。